

岩手県告示第615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成26年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 山田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 山田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（山田地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 下閉伊郡山田町八幡町、中央町、川向町、飯岡第1地割及び織笠第14地割の各一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年11月29日から平成28年3月31日まで